

日南市認知症高齢者等ＳＯＳ見守り声かけネットワーク事業実施要綱

（目的）

第１条 この事業は、認知症等により行方不明のおそれのある高齢者等（以下「認知症高齢者等」という。）を早期に発見できるよう、関係機関の支援体制を構築し、認知症高齢者等の安全と家族等への支援を図ることを目的とする。

（事業の内容）

第２条 前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- （１） 認知症高齢者等の把握に努めること。
- （２） 地域の関係機関等による、緊急連絡体制及び支援体制の構築を図ること。
- （３） 事前登録制の運用
- （４） 地域における認知症高齢者等とその家族への支援及び本事業の普及啓発に努めること。

（地域の支援体制）

第３条 前条の事業を円滑に実施するために、地域の関係機関による認知症高齢者等ＳＯＳ見守り声かけネットワーク（以下「見守り声かけネットワーク」という。）を設置する。

- ２ 見守り声かけネットワークは、地域包括支援センターその他地域の協力関係機関から構成するものとする。
- ３ 地域の協力関係機関は、認知症サポーター養成講座を受講後、日南市認知症高齢者等ＳＯＳ見守り声かけネットワーク事業協力団体登録・同意書（別記様式第１号）を市長に提出するものとする。
- ４ 市長は、前項に規定する協力団体登録・同意書の提出があったときは、その内容を審査し、その登録の可否を決定し、日南市認知症高齢者等ＳＯＳ見守り声かけネットワーク事業協力団体登録承認通知書（別記様式第２号）により通知する。
- ５ 市長は、見守り声かけネットワークの連携を図るため、必要に応じて会議を開催することができる。

（事前登録）

第４条 この事業を利用する者は、市内に居住する行方不明のおそれのある在宅の認知症高齢者等で、市長に、日南市認知症高齢者等ＳＯＳ見守り声かけネットワーク事前登録届（別記様式第３号）により登録の申出を行うものとする。

- ２ 市長は、当該申出後、申出者あてに、日南市認知症高齢者等ＳＯＳ見守り声かけネッ

トワーク利用（変更・廃止）決定通知書（別記様式第4号）を送付する。

- 3 登録者の情報は、日南市認知症高齢者等SOS見守り声かけネットワーク登録台帳（別紙1）により、市長寿課、消防署、市内地域包括支援センター及び管轄警察署で共有するものとする。

（変更）

第5条 この事業を利用する者は、前条の事前登録届の記載事項（氏名、住所（市内転居）、連絡先、かかりつけ医療機関等）に変更が生じた場合、日南市認知症高齢者等SOS見守り声かけネットワーク事前登録（変更・廃止）届（別記様式第5号）により変更の申出を行うものとする。

- 2 市長は、当該申出後、申出者あてに、日南市認知症高齢者等SOS見守り声かけネットワーク利用（変更・廃止）決定通知書（別記様式第4号）を送付する。

（廃止）

第6条 この事業を利用する者は、市外転出、死亡等により事前登録の必要がなくなった場合は、日南市認知症高齢者等SOS見守り声かけネットワーク事前登録（変更・廃止）届（別記様式第5号）により廃止の申出を行うものとする。

- 2 市長は、当該申出後、申出者あてに、日南市認知症高齢者等SOS見守り声かけネットワーク利用（変更・廃止）決定通知書（別記様式第4号）を送付する。
- 3 市長は、第1項の廃止事由を利用者等の申出によらず知り得た場合、職権により廃止することができる。

（支援要請）

第7条 家族等から事前登録者の行方不明発生連絡があった場合、市長は、日南市認知症高齢者等SOS見守り声かけネットワーク協力依頼書（別記様式第6号）に基づき、行方不明高齢者等の情報提供について（依頼）（別記様式第7号）により関係機関等に情報提供するものとする。

- 2 未登録者等について、関係機関から協力要請があった場合は事前登録者と同様に対応できるものとする。
- 3 市外自治体との調整は、市が行うものとする。
- 4 本人発見等により支援要請が終結した場合は、市長は、行方不明高齢者等の情報提供について（解除依頼）（別記様式第8号）により情報提供を行った関係機関へ終結報告を行うものとする。
- 5 関係機関より情報提供を行った場合は、情報発信した関係機関が、責任を持って終結報告を行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第8条 個人情報は、日南市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）の規定を遵守し、プライバシー保護の観点から特に慎重に取り扱うものとする。

2 支援対応時において、外部に情報を提供する場合は、保護条例第10条を適用するものとし、提供する情報は、家族が同意する範囲で発見に必要な必要最低限度の情報とする。

3 関係機関は、保護条例第4条及び第5条に基づき、情報を取り扱うものとし、見守り声かけネットワークの事務局は、関係機関に対し個人情報の重要性について周知を図るものとする。

(連絡会議)

第9条 見守り声かけネットワークを円滑に運営するため、市関係課及び関係機関の情報共有並びに課題等の協議を行う連絡会議を設置することができる。

(事務局)

第10条 この事業の事務局は、健康福祉部長寿課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公表の日より施行する。